

日本工業大学内部質保証に関する基本方針

日本工業大学（以下「本学」という。）は、内部質保証に関する基本方針を次のとおり定める。

1. 本学は、学校法人日本工業大学の「基本理念」及び本学の「建学の精神・理念」やこれらに基づく「人材像」「教育目的」を実現するため諸活動を通じ内部質保証を推進する。

【学校法人日本工業大学の基本理念】

広く世界の発展と調和に貢献する先進的人材の育成

【日本工業大学の建学の精神・理念】

実工学の理念にもとづく工学教育と先進的研究により、新たな価値創造と科学技術の発展に寄与する

【建学の精神に基づく人材像】

確かな専門力と豊かな人間性を持ち、社会の発展に貢献し続ける実践的技術創造人材

【建学の精神・理念に基づく教育目的】

実体験的学習と、これを裏付ける理論習得を反復することにより、工学を融合的に学び、社会において応用・実践することのできる専門力を身につける

特色ある教育プログラム、課題に取り組む学び、社会との交流・連携を通じ、人々の幸福のために自ら考え行動することのできる人間力を身につける

2. 本学の内部質保証の体制、実施等は次のとおりとする。

- (1) 内部質保証の体制は、理事長のリーダーシップに基づく、理事会、評議員会、学園運営協議会等とし、これらにおける審議を経て決定する中期的な計画、単年度計画等諸施策の実施および日本私立大学協会の「私立大学ガバナンス・コード」に基づくガバナンスの実現を通じて推進する。
- (2) 前号のうち、教育・研究に関する内部質保証の体制は、理事長から委任を受けた学長のリーダーシップに基づく、教授会、研究科委員会、運営協議会等とし、これらにおける審議・意見を経て決定する教育プログラム、学修成果の可視化・検証等諸施策の実施を通じて推進する。

3. 本学は、内部質保証の実効性、客観性を高めるため、IR データや各種アンケートから得られる情報等を活用する。

4. 本学は、組織的、継続的に自己点検・評価（「私立大学ガバナンス・コード」に基づく点検を含む。）を実施、評価結果の公表を行うとともに認証評価機関等による外部評価を受審し、課題を検討の上、中期的な計画、単年度計画、教育プログラム等に反映する。

5. 本学は、上記プロセスを通じ、内部質保証の機能性を確保する。

令和 7 年 8 月 1 日

日本工業大学学長